

平成三十一年度

教育行政推進方針

教育長 仲川 倫則



こころを育む
魅力ある教育

今日、少子高齢化や情報化の進展、人工知能の普及、産業構造・雇用の変化、価値観の多様化、グローバル化の進展等により、社会が大きく変化しています。次代を担う佐呂間町の子ども達には、こうした社会の変化に対応できる、資質・能力の育成が不可欠であります。

このことは、新学習指導要領の中でも、新しい時代に必要となる人材の育成として、「子ども達」「一人ひとり」が、「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう」に「する」と示されており、これを実現するために佐呂間町の教育大綱「こころを育む魅力ある教育をめざして」を推進してまいります。

また、教育基本法の「生きる力」の理念のもとに「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな身体」の育成を図るため、家庭や地域社会の中で多くの人とかかわり、人間関係や団体生活のルール等、体験を通して学びながら、コミュニケーション能力や規範意識等の社会性や道徳性を身につけ、心身共にたくましく成長する環境づくりに努めてまいります。

社会教育においては、第7次社会教育中期計画に基づき、幼年期から高齢期まで町民皆さまの生涯のあらゆる機会に応じた事業の実施、高度化・多様化する学習ニーズに応じた支援や的確な情報提供に努めてまい

ります。

こうした考え方のもとで平成31年度教育行政推進にあたり、佐呂間町教育目標『自ら学びともに磨き合い広い心と生きがいをもちふるさとを愛するたくましいサロマ人』を目指し、本町の豊かな自然や歴史、文化を踏まえた地域の特性を活かし、保育所および小中高各学校間の連携協力、地域・家庭との連携を密に、次の3点を重点とし佐呂間町教育行政を進めてまいります。

- 一・未来を担う子ども達の確かな学力の向上と生活習慣の確立により、豊かな人間性を育む教育の推進

- 一・生活に潤いや生きがいをもたらす文化活動や健康で充実した生活を目指すスポーツ活動の推進

- 一・誰もが生涯にわたり積極的に学び、その成果を生かせる生涯学習活動の推進

学校教育の推進

1 確かな学力の育成

変化の激しいこれからの中等生を生きる子ども達には、学習意欲を基盤とした基本的な知識・技能の習得とその活用を通じて思考力、判断力、表現力等を伸ばしていくことが重要です。

このようなか、児童生徒の学力や学習状況を的確に把握するとともに学力の向上に向けて、町内教職員等で組織する学力向上推進委員会での分析や家庭学習の習慣化、長期休業中の学習サポート、ICTを活用した教育の推進等、効果的な取り組みに努めてまいります。

学力向上には教員の資質によるところも大きく校内研修をはじめ、各種研修会の参加奨励、指導主事の要請訪問など組織として教員の指導力を向上に努めるとともに、小中高の学校間連携強化を図り、それぞれの学校において教員が専門性を發揮し、より実践的な教育が継続して行われるよう基盤整備に努めてまいります。

2 特別支援教育の充実

本年度は、全ての学校に特別支援学級を設置し、個別の指導計画に基づく、児童生徒一人ひとりの教育的

の教員を採用し、佐呂間小学校の2年生を2クラス編成にするとともに、新たな取り組みとして小学生の家庭学習を支援する佐呂間町小学生学習サポート事業を試行的に実施してまいります。

また、中学校には引き続き町単独の教員と学習支援員を配置し、次代を担う子ども達の確かな学力を育む教育活動に向け、学校・家庭・地域と社会全体で取り組めるよう環境の充実を推進してまいります。

新学習指導要領では、英語の授業が小学校3・4年生では外国語活動として、5・6年生で外国語の教科として導入されましたので、町内の複式学級における英語教育の充実を図るため、引き続き英語授業補助員を採用し円滑な授業実施に努めるとともに、小中学生が受験する日本漢字能力検定や実用英語技能検定の検定料等の助成に、新たに中学生を対象とした実用数学技能検定を加え、学力および学習意欲向上を図ることをいたします。

3 豊かな人間性と感性を育む 教育の推進

子ども達が、生命や人権を尊重する心、思いやりの心を醸成し、ともに支え合いながら社会の一員として成長していくためには、規範意識や価値観の多様性を身に付け、心身の健やかな発達を支えていくことが重要であります。

それぞれの発達段階に応じた道徳教育により、自己の生き方を考え、主体的な判断のもと行動し自立した人間として他者とともに、よりよく生きるために、基盤となる道徳性・社会性を身に付けさせる指導を行って

二一学年に応じた指導を行うこととしております。

また、普通学級に在籍しながらも特別に支援を要する児童生徒が増えている現状から各学校に特別支援員を配置し、児童生徒個々に応じたきめ細やかな支援を行うことにより、そのもてる力を高め自立や社会参加に向けた指導を行つてまいります。さらに、会話や発音など一部言語発達に関する遅滞を有する児童のために、引き続き佐呂間小学校のことばの教室において一人ひとりに応じた支援に努めてまいります。

まいます。
いじめや不登校などといった課題は、児童・生徒が関わりをもつ多様な環境における人間関係などさまざまなものにより発生しています。このことから、日々から子ども達の些細な変化を見逃さないよう早期発見による問題解決を基本に努めていますが、今後も問題行動等の未然防止と早期対応、早期解決のため、家庭・学校・教育委員会等の連携をして、指導や再発防止を図るとともに、専門的知識を有する教育相談員による相談体制と支援体制の充実を図つてまいります。

4 心身の健やかな成長を促す 教育の推進

体力は、意欲や気力にも大きく関わる、あらゆる活動の源になるものであり、子ども達が生涯にわたって心身共に健やかに生きるための基盤を培うことが大切です。

今後も、子ども自らが進んで運動を行う習慣の定着や子どもの望ましい生活リズムを整えるため、学校の取り組みはもとより家庭や地域との連携を図り、地域社会全体で児童生徒の体力向上に向けた取り組みを推進してまいります。

さらに、子ども達に学力の基礎・

基本を身に付けさせるため、町単独

学校給食においては、子ども達が

健康で豊かな人間性を育んでいく基礎とするため、栄養バランスに配慮した「おいしく・安全安心な学校給食」の提供を行うとともに、生産者との連携を深め、地場産品を活用し地域に根ざした学校給食を目指してまいります。

また、学校における食物アレル

ギー対応の進め方等は、「食物アレルギー対応の手引き」により、医師の診断書に基づいたアレルギー対応

食の提供を行うとともに、子ども達が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよ

う、栄養教諭による食育の推進に努めてまいります。

給食費については、平成27年度か一食20円の値上げを実施いたしましたが、児童生徒の給食費の値上げ相当分については、少子化に伴う子育て支援策の一環として、本年度も引き続き同額の町費負担を行い、保護者の負担軽減を継続してまいります。

さうに、引き続きフッ化物洗口を

全小中学校で実施し歯と口腔の健康づくりに向けた取り組みを町内歯科医師の協力のもと推進するとともに、近年の猛暑を踏まえ各学校の保健室にエアコンを設置し、保健室を利用する児童生徒の体調管理を図ることといたします。

また、スマートフォンの普及等

日々急速に変化する情報化社会に対応できるよう、対処方法や留意事項等の情報を発信するとともに、インターネットやゲーム、メール等の過度の利用により、睡眠不足等から授業に集中できない事例が懸念されていますので、一人ひとりが正しい判断力と自制心を身に付ける生活习惯の確立に努めてまいります。

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には保護者や地域住民の意見や要望に耳を傾け、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。

そのため、保護者・児童生徒・教職員による学校評価を活用し、その結果を保護者や地域に公表し理解を得るとともに、学校改善に活かしてまいります。

また、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え開かれた学校づくりを促進していくために、「ミユニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を進めてまいります。今後も、小学校と中学校など学校間の連携により連続的につなぐ教育の推進を目指し、小中学校の円滑な

接続、中1ギャップの解消に向けて、町内の全小学校6年生が集まる交流学習の推進を図ります。

高等学校教育は、義務教育で培つた知識や教養をさらに深め、社会に必要とされる人材の育成に大きな役割を担っています。

このような中、佐呂間高校は地域キャンパス校から地域の教育機能を確保するための新しい指針による「地域連携特例校」と改称になりますが、これまでの地域との連携を確実に進め、小規模校の特性に応じた教育活動により、教育水準の向上が図られるよう、引き続き体育活動・文化活動に係る各種大会等への出場経費の助成や生徒の進路実現に対する支援・部活動の遠征費の支援とともに、ふれあいバスによる各種行事の送迎等を行い保護者の負担軽減を図ってまいります。

佐呂間町社会教育目標『人々を地域を夢を育む サロマの未来』を基本とする第7次佐呂間町社会教育中期計画を基礎に、町民の自発的・主体的な学習に対する支援や、多様化、高度化する学習ニーズに応え、乳幼児から高齢者まで年齢に応じた幅広い事業展開や、豊かな人間性を培うため交流活動への参加、体験機会の充実に努めてまいります。また、学校・家庭・地域が深く結びついた

社会教育と連携した社会教育事業の展開も図ってまいります。

芸術文化活動の推進については、佐呂間町芸術文化事業補助要綱に基づいた助成制度の利用促進を図り、町民の主体的な活動の支援をしてまいります。芸術鑑賞事業や発表機会

社会教育の推進

1 社会教育の推進

6 佐呂間高校存続対策

5 信頼される学校づくりの推進

の充実、町内外の情報提供についても引き続き努めてまいります。

2 図書館事業の推進

図書館は、住民の読書や学習活動を支えることはもとより、町民の生涯学習活動の拠点の一つとなる施設であることを認識し、乳幼児から寿世代までの町民のニーズや社会の動向等に応じた資料収集を行い情報提供に心がけております。

本年度も乳幼児を対象とした「ブックスタート」事業や読書の定着を図る目的で3歳児に本を贈る「セカンドブック」事業、成人式で本を贈る「20歳の20冊」事業を継続して実施するとともに、移動図書館車による巡回や学校、団体への貸し出しを行い、また、講演会や映画鑑賞会、工作教室、図書館まつり、ボランティアサークルによる人形劇公演を開催することにより町民への読書活動の普及と環境づくりに努めてまいります。

また、図書館だより、新着情報の発行、夢通信や町ホームページ等により図書館情報を提供するとともに、町民の暮らしや活動への支援を継続し、図書館サービスの充実に努めています。

3 社会体育の推進

スポーツ活動は、健康保持や体力増強はもとより、仲間の輪が広がり、楽しみ、生きがいを得て、豊かな生活をもたらします。

スポーツを通じて、心と体が鍛えられるとともに、幅広い人間関係が形成され、豊かな地域社会を築くこともあります。

そのため、町技であるソフトボールはもちろんのこと、各種スポーツ活動の支援や環境の整備に努め、「生涯スポーツの町宣言」に沿ったスポーツの振興を図ってまいります。

社会体育の中核施設である武道館・温水プールについては、指導の充実を図り、町民の体力・健康づくりの場として、様々な事業に取り組んでいます



教育関係施設の整備

教育関係施設の整備については、

第4期佐呂間町総合計画を基本として、限られた財源を効果的に活用しながら、将来を見据えた施設の維持補修計画を策定し、より長く活用できるよう整備を進めるとともに、平成31年度は主に次のような事業に取り組んでまいります。

なお、各工事期間中は施設の使用を制限させていただくなど利用者の皆さまにご不便をおかけすると思いますが、よろしくご協力いただきまますようお願い申し上げます。

事業名
佐呂間小学校校舎および体育館煙突改修工事
学校施設長寿命化計画策定業務委託事業
浜佐呂間小学校改修工事
ＩＣＴ教育環境整備事業
学校給食配送車更新事業
町民センター集会室長机更新事業
パークゴルフ場等芝生整備工事
武道館・温水プールトレーニング機器更新事業



以上、平成31年度の教育行政の推進にあたり主要な方針について申し上げましたが、佐呂間町の子ども達は町民の手で育んでいくという思いで、町当局をはじめ各教育関係機関と町内関係諸団体や地域の方々と連携を図りながら、本町教育の充実・発展のため教育委員会として最善の努力をしてまいります。